

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在の会社B（半導体組立装置の製造会社、以下「会社」という。）に採用され、事務職として経理事務等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月に東日本大震災の影響によるガソリン給油待ちが原因で遅刻したことから、会社に遅延報告書を提出したものであるが、それを契機に会社が請求人の通勤手当について調査を行ったところ、請求人は、通勤手段を公共交通機関で申請していたものであるが、実際は夫婦で車通勤していたため、平成〇年から通勤実態とは異なった通勤手当が支給されていたことが判明した。さらに、平成〇年に請求人が行った通勤経路の変更申請についても合理的でないことが判明した。

その後、請求人によると、同年〇月に通勤手当の返還について会社と話し合いが行われ、交通費を返還すれば懲戒処分はないものと信じ、同年〇月に念書や誓約書にサインしたにもかかわらず、同年〇月〇日に懲罰委員会が開催されたことなどで、動悸、めまい、不眠等の症状が出現したとして、平成〇年〇月〇日にCクリニックを受診し「抑うつ状態」と診断された。

請求人は、会社から交通費の返還を求められてうつ病を発病したとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、

これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は懲戒審査委員会に出席後から、動悸、めまい、吐き気、不眠等の症状が出現し、その後休業しE医師に受診した経緯から、請求人は、平成〇年〇月中旬頃に、ICD-10診断ガイドラインに照らし『F4 神経症性障害』（以下「本件疾病」という。）を発病したものと考える。」と述べている。当審査会としても、請求人の申述及びE医師の平成〇年〇月〇日付け意見書から、D医師の医学的見解は妥当であると判断する。

（2）ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しているが、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

（3）請求人に起きた発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみる。

ア 請求人らは、平成〇年〇月〇日に会社が開催した懲戒審査委員会において、請求人が上司である委員らから罵声を浴びせられたことが原因で、本件疾病を発病した旨主張している。

同委員会の議事録をみると、事務局及び審査委員が請求人に説明や弁明を求めている旨の発言は認められるものの、請求人らが主張するような罵声を浴びせるような発言は認められない。また、請求人へのヒアリング記録などの懲戒審査委員会に至るまでの経過、会社関係者の申述等一件資料を精査するも、決定書理由第2の2の(2)のイに説示されているとおり、会社側の対応に請求人の人間性や人格を否定するような発言があったとは判断できないものである。当審査会としては、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめ評価するも、上司らは、会社の就業規則に定める賞罰規定に基づき、請求人を指導しているものと認めることができることから、客観的にはトラブルとはいえないものとして、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 次に、請求人は、本件疾病の発病原因として交通費の返還を求められたことを挙げている。当該出来事は、会社内で起きた事件として、「会社で起きた事故、事件について責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）を類推して検討する。

そもそも出来事の端緒として、交通費の申請方法について請求人がF部長の指示によるものであった旨申述しているが、会社における通勤事情が変わり関係者など周囲の状況も変化する中で、依然として申請内容を見直さず、ましてや合理的な理由もなく通勤経路を変更したことについて、請求人の正当性を見い出すことはできない。さらに、支給された交通費の返還は、会社の損害を負担するものではなく、請求人の収入の一部として支払されたものを返還するものであるが、会社として全額返還を求めておらず減免した額で返還を求めていることなどからすると、その心理的負荷の総合評価は「弱」程度と判断せざるを得ない。

以上、検討した結果、当審査会としては、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」程度であり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休

業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。